

令和6年9月決算審査特別委員会

令和6年9月11日（水曜日）

◎ 出欠席委員氏名

吉 田 芳 美 委員長

石 垣 光 洋 副委員長

出席委員（13名）

1 番 安 達 智 勇 委員	2 番 漆 山 光 春 委員	3 番 安孫子 真 弥 委員
4 番 東海林 信 弘 委員	5 番 石 垣 光 洋 委員	6 番 増 川 憲 一 委員
7 番 木 村 章 一 委員	8 番 佐 藤 修 二 委員	9 番 鈴 木 英 友 委員
10 番 林 智 委員	11 番 奥 山 英 幸 委員	12 番 吉 田 芳 美 委員
14 番 細 矢 誓 子 委員		

欠席委員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田 川 美和子 事務局 長
鈴 木 淳 子 主 幹

須 藤 隆 一 議 事 係 長
岡 崎 美 穂 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷 俊 雄 町 長
板 坂 憲 助 教 育 長
須 藤 俊 一 防災・危機管理監兼
総 務 課 長
日 塔 俊 浩 空き家対策主幹
日下部 敦 子 くらし応援課長
今 部 憲 治 税 務 町 民 課 長
池 田 恵 子 こどもみらい課長
軽 部 広 文 商 工 観 光 課 長
大 泉 正 博 上 下 水 道 課 長
宇 野 勝 学 校 教 育 課 長

河 内 耕 治 副 町 長
清 野 一 晴 監 査 委 員
真 木 秀 章 防災危機管理課長
牧 野 隆 博 政 策 推 進 監 兼
企 画 財 政 課 長
今 田 史 明 生 活 環 境 企 画 主 幹
矢 作 勲 健 康 福 祉 課 長
佐 藤 晃 一 農 林 振 興 課 長 併
農 業 委 員 会 事 務 局 長
土 方 一 郎 都 市 整 備 課 長
軽 部 昭 博 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長
秋 場 弘 昭 生 涯 学 習 課 長

鈴木 淳 子 監査委員事務局長

庄 司 祐 一

総務課長補佐兼
働き方改革推進係長

丹 野 晋 尚 企画財政課長補佐兼
財 政 係 長

◎ 委員会日程

令和6年9月11日（水） 午前9時開議

委員会日程第3号

日程第1 付託案件の審査、採決

- 議第49号 令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第50号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第51号 令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第52号 令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第53号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第54号 令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第55号 令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

委員会日程第3号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○吉田委員長 おはようございます。

本日の欠席通告委員はありません。

ただいまの出席委員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の
会議を開きます。

○吉田委員長 委員長から申し上げます。

昨日の4番東海林信弘委員の質疑の中で、
訂正したい旨の申出がありますので、これを
許可します。

「4番東海林信弘委員」

○東海林委員 おはようございます。

昨日の私の質疑に際しまして、決算書122
ページ、123ページ、10款1項2目事務局費の

中の県立谷地高等学校後援会支援事業費補助
金に関わる30万円の補正について、所管課の
委員会の説明がなかったと申し上げましたけ
れども、担当課より説明を受けておりました
ので訂正させていただきたいと思います。申
し訳ございませんでした。

○吉田委員長 次に、昨日の7番木村章一委員の
質疑に対する秋場生涯学習課長の答弁で、訂
正したい旨の申出がありますので、これを許
可します。

「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 おはようございます。

昨日の7番木村委員の質疑において、決算
書131ページ、10款3項4目社会教育総務費の
記念品代のかほく紅花フォトコンテストの応

募作品の町使用について、実際に使用する作品として入賞作品のみ使用の許可を得ていると申し上げましたが、正しくは、河北町がPR、広報宣伝等に使用する場合がありますので無償で二次使用にご承諾いただける方のみ応募としておりましたので、応募全作品の許可を得ていましたこと、おわびして訂正いたします。

○吉田委員長 本日の委員会日程は、お手元に配付のとおりであります。

○吉田委員長 日程第1、付託案件の審査、採決を行います。

議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定の質疑を続けます。

委員長から申し上げます。

質疑の際には、最初にページ数、款、項、目、節を、さらに質疑の内容を簡潔明瞭に述べてください。また、答弁する当局側は、質疑の内容に対し、漏れなく、かつ簡潔に答弁して下さるようご協力をお願いします。

また、決算委員会でありますので、一般質問に類するような発言は避けてくださるようお願いいたします。

それでは、9款から14款までの質疑を続けます。

最初に、「9番鈴木英友委員」

○鈴木委員 おはようございます。

それでは、私のほうから2点ほどお伺いしたいと思います。

初めに、決算書120、121ページ、10款1項1目教育委員会費です。成果説明書のほうでは144ページです。ここの5番で河北町人材育成奨学金給付事業でありますけれども、成果説明書のほうでは対象8人に対して400万というふうに聞いております。たしか事業予算も400万だったと思うんですけれども、これについては、その対象8人というのは、申込みの方がそもそも8人で合計400万だったのか、

それとも、申込人はもっといたんだけれども該当者が8人ということだったのか、もしくは、申込人も多く、皆さん該当するんだけど、抽せんか何かによって、先着順とかによって8人だったのか、その辺について詳しくお聞きしたいと思います。

続きまして、2つ目、決算書134、135ページ、10款4項5目、説明書のほうは161ページですけれども、社会教育施設費の中のサハトベに花費ということで、ハイブリッドプラネタリウム機器賃貸借料ということで780万ほど載っていますけれども、この賃貸借料で780万というのは結構な数字だと思うんですが、この内容について詳しくお聞きしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○吉田委員長 当局の答弁を求めます。

「宇野学校教育課長」

○宇野学校教育課長 おはようございます。

それでは、河北町人材育成奨学金の給付事業、決算書の120ページ、10款1項1目についてお答え申し上げます。

この奨学金給付事業につきましては、平成29年度から事業開始しております。有為な人材育成を図り、経済的理由により進学及び就学が困難な者に対しての支援を目的とするものでございます。

これまで予算の中では50万、8名400万ということで当初予算でそのまま来たわけですが、令和5年度におきましては申請者が10名ございました。そのうちの8名について認定をしたものであります。8名につきましては、所得の低い順で8名を認定させていただいたという内容でございます。

○吉田委員長 「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 134、135ページ、10款4項5目社会教育施設費のサハトベに花費の中で機器借上料として783万688円についてであり

ますが、委員のおっしゃったハイブリッドプラネタリウムの機器賃貸借料でございます。これは、平成27年から10年間の長期継続契約を行っておりまして、年間として780万ほどの支出をしたものでございます。

ハイブリッドプラネタリウムにつきましては、約10年前といいますか、平成27年から開始をしたものですが、この投影機、プロジェクター、コンピューター、音響など4部門から成っているものを借り上げて、プラネタリウムとして映像として映し出すものでございます。

○吉田委員長 「9番鈴木英友委員」

○鈴木委員 先ほどの奨学金の基金のほうですけども、5年度におきましては10名で、うち8名の方が対象となったということなんですけれども、今後考える際に、町の奨学金の給付事業制度ですから、やはりまた人数が多く、申込者が多くてなという場合は十分考えるわけですね。前年度は10人中8名ということなんですけれども、今後について、また応募者が多い、該当者が多い場合については、どのような対応を考えているのかお聞きしたいと思います。

あとプラネタリウムですけども、平成27年からの10年間の契約、長期契約ということなんです、言い方を換えましたら、年間七百万ということは一週間で10万円という勘定になりますよね。そうすると、そういうふう考えた場合、あのプラネタリウムのもの、そういう機械、機器なんかあるんですけども、果たして、それだけの賃貸借料払って継続しているわけなんです、今後については、果たしてそれだけの費用対効果というか、利用効果が果たして得られたのかどうか、その辺の評価についてお伺いしたいと思います。

○吉田委員長 「宇野学校教育課長」

○宇野学校教育課長 この奨学金についての今後

の対応ということでございます。

やはり人材育成と経済的理由によって将来を断念せざるを得ない子供たちのための給付金事業でございますので、今のところ50万という金額を1年間で給付しているわけですが、この50万という金額も併せて見直しを検討していきたいというふうに考えてございます。

○吉田委員長 「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 ハイブリッドプラネタリウムを導入してリース契約をしているところでございますが、10年間の中で年間当たり700万ほどの支出をしております。

費用対効果ということではありますが、このプラネタリウムの機器を入れなかった場合、サハトベに花の全天周劇場、当初から町としてはべにばな抄の映像のみでありましたけれども、いろんな番組等を購入しながら全天周劇場で映像として番組を放映してきたところではありますが、なかなか入場者が少なかったというようなことから、ハイブリッドプラネタリウムを平成27年に購入ではなくリース契約で導入いたしまして、その結果といいますか、昨年度の利用者、入場者としては5,000人弱、4,700人ほど利用がありました。仮にべにばな抄だけということであると、昨年度、べにばな抄の入場者は9人しかいませんでしたので、映像だけではなく、やはりプラネタリウムの機器を導入することによって入場者も増えてきたということで、サハトベに花の全天周劇場をいかに利用していただくかというところでは、プラネタリウムを導入したことは成果があったというふうに考えております。

特に、指定管理をしているべに花の里振興公社の努力といいますか、県内の小学生向けに、小学校に来てほしいというようなところで文書などを、手紙などを送りながら対応し

てきたところも功を奏して、評価しているところでもあります。

○吉田委員長 「宇野学校教育課長」

○宇野学校教育課長 すみません、ちょっと言葉足らずのところがありました。

要件を満たしている方、申請なされた方、できるだけ多く給付していきたいというふうな考えもございますので、そういった意味もありまして、上限額の見直しも含めて検討させていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○吉田委員長 「9番鈴木英友委員」

○鈴木委員 分かりました。

奨学金のほうについては、今、課長のほうからも平等性といいますか、応募対応については、今後十分に人数とか限度額も含めて検討していくというようなことを回答いただきましたので、その点については、やはり町内の子供たちのためにもよろしく検討をお願いしたいと思います。

あとプラネタリウムのほうなんですけれども、どうも私は、あのプラネタリウムが、あの天周型ドームがあるがために、変な言い方ですけども、あれを結局有効活用していくためには年間700万の賃貸借契約料払ってもいいというようなことなのか、それとも、やはり、10年契約ですから間もなく、来年、再来年あたり10年目迎えると思うんですけれども、その金額が果たして今、さっきも言いましたけれども、費用対効果として十分な効果を得られる投資、賃貸借料、費用であるというならいいんですけれども、その辺についてもっと明確に検証するなりなんなりしてが必要だと思うんです。確かに人数は増えたけれども、増えたところでこの年間700万という賃貸借契約というのは、果たして妥当なのかどうかというのは十分検討していく必要があると思うんですけれども、間もなく10年を迎え

るわけですから、その辺は今のうちから十分に検討してやっていく必要があると思うんです。あの天周型ドームを有効活用するためにこの契約が必要なんだと果たして言えるのかどうかです。その辺ちょっと、もうちょっとした考えをお聞きしたいと思います。

○吉田委員長 「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 施設の有効活用ということでは、全天周劇場を文化施設として広く町民に、あるいは県民に見ていただきというようなところで全天周劇場を建設したところであります。

そして、施設の有効活用するために、当初は映像で、いわゆる全天周映像番組を放映しておりましたけれども、ニーズ等も踏まえ、プラネタリウムの機器を賃貸として、リース契約として放映をしているところであります。その結果、人数もといいますか、入館者も増えてきたというところで評価をしているところではありますが、1日当たりという計算からすれば、当然、費用対効果で、支出した分入場者があるのかというところでは、そこはどうかということはあるんですが、小学生向けに、今、学習指導要領でも4年生を対象とした映像、スタジオ444という番組なども放映しながら、小学生からも多く、町内はもちろんですが、県内からも来ていただいているというようなところで、広く町民あるいは県内の皆さんから映像を通して文化施設、学習なども利用していただいているというところで、まずは継続していきたいなというような考えではございます。

10年のリース契約が切れたときにどうなるのかということではありますが、一旦は所有は町所有というふうにはなりますが、いろんな課題等もありますので、そこは今後の検討というふうには思っております。

○吉田委員長 「森谷町長」

○森谷町長 サハトそのものの関係にも関わりますので、私から補足というか、私の考え方を申し述べさせていただきたいと思います。

サハトベに花については、大ホール、あと全天周、これは大きな河北町にとってのサハトとしての優位性だと思っております。いろいろ公開番組とか、いろんなコンサート、大ホールについても、あの体育館とサハトと非常に一体的に駐車場も利用できるということ。あと河北町の立地。県内からの集客が見込める、しかも駐車場が十分ある。仙台からも程近い。そういった意味で、大ホールについては非常に興行側からも、利用いただく側からも、主催者側からも好評いただいているところであります。

あともう一つが、やはり大きな特徴としてプラネタリウムも利用できる全天周、あれだけの規模があるのは県内でも数少ない、トップクラスと言っていいレベルだと思っています。

サハトベに花については、非常に維持費がかかっております。指定管理料だけで8,000万近く年間費やしてサハトとしての機能を公社に頑張ってもらっているということでもあります。

当初、全天周については、今、秋場課長の答弁のとおりですけれども、今はプラネタリウムが主力になっています。単にプラネタリウムを映すというだけでなく、プラネタリウムに関連したグッズも販売したり、あるいはイベント的な催物もやったりということで進められているというふうに思います。

年間700万というリース料が高いかどうかということについては、これは複数年契約リースをやっている中での区切りの段階で、もっといい利活用はないのか、プラネタリウムの利活用を超えるものがあるのか、全天周の生かし方としてというものは十分、委員指摘

のとおり、検証するべきものだと思います。

しかし、現時点でのサハトベに花の優位性、とりわけ大ホールと全天周、これは大きな町民にとっての施設でもありますけれども、町内に全県レベル、あるいは県外からも人を呼び込めるイベントをやれる、あるいはイベントに限らないで講演とかもできる、そういった施設として、私はそこも踏まえた上で考えていくべきだろうなど。私は、河北町にとっての、お金はかかっていますけれども、維持していくだけの意味はある施設だと思っていますし、今後ますますそれに甘んじることなくもっともっと活用できる、年間8,000万の指定管理料に対応できる中身というものを公社と一緒に追求していくべきだというふうに思います。

以上です。

○吉田委員長 「9番鈴木英友委員」

○鈴木委員 今、町長並びに課長のほうからも説明いただきました。ありがとうございます。

ただ、私が思うには、確かにサハトベに花も、あとは中央公園も同じように、ほかの町では見られないぐらいの規模誇っていますし、当町の自慢する施設の一つでもあると思うんですけれども、ただ、そのプラネタリウムの機器、機材関係で年間700万かけて10年間で7,000万というものなんですけれども、例えば、ああいう機材というのは更新する必要性があるのかどうか。例えば、3年ごとに更新、どんどんどんどん情報が新しくなっていくって更新、機械も新しくなるからその都度対応しなきゃいけないんでリースをしているんだという言い方もあるかもしれませんが、私が思っているところでは、あんまりそういう途中で更新なんかする必要ない、機械そのものの更新とか点検、まあ点検は必要かもしれませんが、あまり必要ないのかなと思うんですが、そうした場合に、年間700万を賃

貸借契約で払うよりは、かえって設備を投資したほうがもうできるんじゃないかなとちょっと素人目には思うんですけども、その辺についてはどうなのでしょう。

○吉田委員長 「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 リース契約ではなく購入という方法も確かにあります。購入するメリットとしては、利子分が安くなるというのはあります。それは、いろんな自動車とか、いろんなものを買うときにも同じような考えかと思えます。

ただ、初期投資といえますか、最初にやっぱり何千万といえますか、いわゆる10年間の契約であれば年間の支払い分の10倍分の準備をしなければならないという初期投資がかかるという、そこがデメリットであり、リース契約のメリットというのは分割できるところかなというふうに考えています。

このハイブリッドプラネタリウムについては、今4部門の機器から構成されているんですけども、10年間を過ぎますと一旦町のほうに所有権といえますか、ありますので、使えるものについては使っていくという考えであります。

ただ、リース契約が切れますので、不具合、故障した場合にはその保証がないというところで、そのときの修繕で幾らかかるのかというのがありますが、まずはそこも踏まえて、今後リース契約切れた場合には、そのまま使っていくのか、あるいはまた新たな更新をするのか、プラネタリウム以外にまた別な機器をというようなことの考え、先ほど町長もありましたが、今あの全天周劇場の中で、何が今求められて、あるいは何を導入すればより多くの町民あるいは県民の方に来ていただけるのかというところを研究をしながら、次の考えに持っていければなというふうには思っております。

以上です。

○吉田委員長 「9番鈴木英友委員」

○鈴木委員 ありがとうございます。

先ほど町長や課長のほうからありましたとおり、確かにサハトについては莫大な維持費、経費をかけているわけですけども、そのためにもやはり今後のサハトベに花の維持、運営については、十分に経費面なんかも検討していただいて、よりよいこの町の施設として今後も継続できますように考慮くださいますようお願いして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○吉田委員長 以上で9番鈴木英友委員の質疑を終わります。

次に、「10番林智委員」

○林委員 よろしくお願ひします。

私のほうから4点お伺ひしたいと思います。まず初めに、決算書120ページ、成果141ページということでもいいんでしょうか。地域防災費ということで、こちらの成果のほうでも今年度5名の方が防災士に新たになられ、総勢で57名になられたということで載っています。河北町で防災士さんのほう養成を進めてくださって、大変すばらしいことと思っております。その中で、毎年、防災士習得のための補助を出されているわけですが、私は、もともとこの防災士というのは、地域の防災リーダーとなるべく方という認識の方で捉えていました。そんな中で、防災士の方、近年、総合防災訓練等々、いろいろな場所でお手伝いをいただいておりますが、町として、防災士の方にはどのような形でそういった認識しているのか、防災リーダーと思って考えているのか、そういった防災時にいろんなお手伝いしていただける防災に特化した方というふうに認識しているのかをちょっとお伺ひしたいと思います。

次に、同じく決算書120ページ、成果142ペ

ージ、災害対応力訓練委託事業についてお伺いします。その中の災害対策本部運営訓練というものが7月12日に行われたとなっています。昨年も行われたのも確認していますが、令和5年度……すみません、失礼しました。おとし、令和4年度も行われたのは確認していますが、昨年度、昨年度でいいんですか、令和5年度行われたものに関しては、内容的にどのような感じだったのかをお伺いしたいと思います。

あわせて、同じ災害対応力訓練の中で、大規模地震時の参集訓練、これも令和4年度も行われたと聞いていますが、令和5年度はどのような内容で行われたのかを確認させていただきたいと思います。

次に、決算書120ページ、成果144ページ、10款1項1目教育委員会費の中の山形県若者定着奨学金返還支援事業ということで、令和5年度は申請がゼロということであったということですが、当町、河北町としても移住定住事業にも注力していると私は認識しております。そのような中で、やはり大学を卒業された若者が河北町に帰ってくる選択肢の一つとなるように、この事業、県と町折半の事業とは分かっていますが、そこに町独自の補助などを追加検討して、若者が当町に戻ってくるような選択肢が増えるような施策に検討できないのかを確認したいと思います。

最後に、決算書132ページ、成果159ページ、10款4項4目の芸術文化振興費のことでお伺いします。町の総合文化祭など、ここに当てはまる事業として見させていただいていますが、ちょっと成果という部分で当てはまらないのかどうかちょっと確認も含めてなんです、これは昨年の10月4日から……すみません、間違いました。文化祭なので11月3日ということで、総合文化祭ということで期間が毎年10月から12月に開催されているというよ

うな表記になっていると思うのですが、町のホームページのほう、生涯学習課さんのほうから入っていった中に、更新日が一応23年10月25日とはなっているのですが、今日現在でも第69回河北町総合文化祭開催中ということで表記になっています。その辺、終わったら終わったら開催されましたとか、その辺の文言の変更とかというのをちゃんと管理行われいいのかを確認したいと思います。

以上です。

○吉田委員長 当局の答弁を求めます。

「真木防災危機管理課長」

○真木防災危機管理課長 おはようございます。

まず、1点目でございます。決算書の120、121ページ、9款1項5目地域防災費の中で防災士に関するご質問いただきました。決算書の科目的には防災士養成講座受講負担金というところが該当してまいります。委員からご質問いただきました内容が、ご自身の認識として防災士は地域の防災リーダーであるという認識の中で町の考えはどうかということでのお尋ねでございました。

地域防災計画からの引用といいますか、そのままの朗読説明にはなってしまうんですが、町としましては、町内会の中核となって、平常時におきましては自主防災組織における計画の企画指導あるいは住民への防災知識の普及活動、また、いざというとき、災害発生時におきましては率先して応急対策活動に当たっていただく自主防災リーダーということで、まさに委員がご質問なさったとおり、地域のリーダーとしての活躍を期待させていただいているというところでございます。

また、2つ目の決算書は同じ120、121ページ、9款1項5目地域防災費、災害対応力強化訓練委託料についてのご質問を頂戴いたしました。

こちらの訓練につきましては、県の防災ア

ドバイザーの資格を有しておられる方をお招きしまして、講師を招いた上での訓練ということで実施をいたしております。

お尋ねいただきましたのが、昨年の7月12日に開催いたしました災害対策本部運営訓練であります、これは説明書にはないんですけども、いわゆる大規模洪水を想定した訓練ということになっております。事前に講師の先生にお願いして河北町にふさわしいシナリオを書いていただくんですけども、そのシナリオの内容は、実際訓練に参加する人には一切知らされません。事前のシナリオはクローズされた状態で始まる中で、我々参加者は、本部班、情報班、応急対策班、消防救急災害班、あと警察班、こういった班編成をいたしまして、先ほどシナリオが示されないと申し上げましたけれども、その場その場で次々と出てくる条件、それに対して災対本部、模擬災対本部としてどう対応していくかというのを重ねていくというような訓練になります。

あと大規模地震時の参集訓練に対するお尋ねも頂戴いたしましたと思います。こちらの訓練につきましては、講師の方をお招きする訓練については令和3年度から取り組んでいるところではあります、大規模地震時の参集訓練については昨年度、令和5年度が初めての取組ということになります。対象としましては、おおむね採用10年未満の職員を対象とした訓練というふうになっておりまして、参集訓練となっております、いわゆる図上訓練でございます。内容として、いわゆる大規模地震が発生した場合に、交通インフラなどが大分壊滅的なダメージを受けると、例えば、上司が思うように登庁できないとか、場合によっては家屋が倒壊するなどしていわゆる上司が被災していたりという場合も想定される中で、そんなときは、もう上司の指示、連絡を待たずに自ら行動することが大切なんだよ

ということ、図上訓練ではありますけれども、していただくという機会を設けたくて昨年度新たに取り組んだ訓練という内容になります。

以上です。

○吉田委員長 「宇野学校教育課長」

○宇野学校教育課長 決算書120ページ、10款1項1目山形県若者定着奨学金返還支援事業についてであります。

この制度につきましては、奨学金の返還を支援する事業であります。大学卒業後、一定期間以上県内、河北町でいいますと町内に住んでいただき、3年以上経過した場合に奨学金の返還を支援していくという事業になってございます。こちらのほうは県と2分の1ずつ折半しております。そういった事業でございます。県と併せて事業のPRをしながら、より多くの対象者が出るように努めていきたいと思っております。

○吉田委員長 「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 決算書133ページで10款4項4目芸術文化振興費に関わることでありますが、河北町の総合文化祭につきましては、昨年度、69回として10月から11月にかけて、各会場、いろんな会場で総合文化祭として各団体の発表などを行ったところでございます。

ホームページ上では、第69回の総合文化祭、言葉的には開催中ということで表現をしておりました。今年度の第70回の開催の内容が決定したところで内容変更というようなことでありましたが、特に開催中ということで、期間過ぎてからの言葉、表現あるいは時期については、適正な表現の工夫、更新については今後進めてまいります。大変失礼いたしました。ありがとうございました。

○吉田委員長 「10番林智委員」

○林委員 ありがとうございます。

それでは、まず、防災士についてというこ

とで、認識的には同じように地域の防災リーダーという認識で大変安堵しております。

また、やはり災害時にやっぱり地域の防災リーダーとして活躍していただくということです。災害、年々深刻化、また、変化しており、想定を超えた災害、また、災害に対する対応等についても年々様々変化してきております。防災士の資格を認証されて知識を持っていただくのは大変すばらしいことなんですが、その後、やはりそういった状況というのを考慮しながら、ぜひ町のそういった防災士になられた方にも、例えば、県の防災士会さんなどのほうに登録していただきながら、様々な研修等も県のほうでも行っているようですので、そういったところでいろいろな情報交換であったり、ほかの地域のいいところなどを学んでいただけるように独自の研修というのを進めていただきたいと思うのですが、現在、町としては防災士になられた方に対して講習というのは、この大規模災害時の訓練ということで、すみません、先ほどの中であった避難所開設訓練というような形の研修しかないのか、ほかにも行っているのかを確認したいと思います。

次に、災害対応力訓練委託事業ということで、災害対策本部運営訓練では、防災アドバイザーの方にいろいろアドバイスを受けながらシナリオの見えない流れの中でということで、大変実践に近い状態の訓練ができるのかなと、いいと思います。

そういった中で出てきた課題などあるのか。それが今後そういった、例えば、水防訓練や秋の防災訓練時にも同じような形で行っているわけですが、そういったところに反映されているのか。または、令和6年度ですが、水防訓練行われた後の……すみません、失礼しました、令和5年度の話なんで、すみません。令和5年度も水防訓練の後に行われたと思う

のですが、そういったことが、課題がこういったところで解決のほうになるようなことが行われたのかを確認したいと思います。

非常招集訓練は、参集訓練につきましては、すみません、私の認識の違いで、令和4年度というのはちょっと確認の間違いで申し訳ございませんでした。

昨年度初めてということで、図上訓練ということではありますが、ぜひ災害時にはどれぐらい時間かかるのかも含めながら、図上訓練だけでなく、体験という意味も含めて、そういった訓練も検討、実施をしていただければと思います。

若者定着奨学金返還支援事業に関しては、やはり先ほども言いましたように、定住移住促進事業にも力を入れている、また、子育てにも当町として力を入れている。やはり今、若者たちが困っているのは、そういった奨学金によるその後の負担というのが大変深刻化しているというふうになっています。様々な事業で、やはり県との共同事業であっても町独自で追加補助というのをやっている事業も当町としてもあると認識していますので、その辺について、今後やはり検討して、若者が、やはり河北町は子育ての町にも力を入れているというのがここで改めて出るように、ぜひ今後の検討課題にしていきたいと思います。

芸術文化振興費の文化祭の件については、ぜひ、今後対処を検討していただけるということなので、ぜひよろしくお願いします。

多分、当町ホームページ内、こういったところ多々あると思いますので、ぜひ誤解招かないように、いろいろご尽力いただければと思います。

防災士の件と総合対応力訓練の部分でお答えをお願いしたいと思います。

○吉田委員長 委員長から申し上げます。

決算委員会となりますので、一般質問にならないよう、決算内容に沿っての質疑となるようお願いいたします。

当局の答弁を求めます。

「真木防災危機管理課長」

○真木防災危機管理課長 防災士に関するご質問、さらに災害対応訓練委託事業に関するご質問を引き続き頂戴したところでございます。

防災士につきまして、委員のほうから県のほうでも研修など制度もあるようだというご紹介いただきまして、ありがとうございます。

ほかに町として、ご指摘いただいたほかに訓練の場というのがあるのかということのご質問だったと思うんですが、こちら水防訓練であったり、総合防災訓練でございますので、以前からご協力いただいている分野もありますし、新たな部分でも検討、考慮しながら、ぜひ参加を増やしていきたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど委員からは県の研修ということでおっしゃっていただきましたけれども、町にはかほく防災士の会という組織もございます。これは、町の推薦で県が主催する養成講座を受講された方々ということで登録をさせていただいておるところではありますが、こういった方々との意見交換の場も重要と考えまして、たしか令和元年度を最後にコロナ禍で中断していたところではありますが、昨年度、年度末ぎりぎりではありましたけれども、久しぶりの開催をさせていただいて、その後、コロナ禍に資格を取得された方も含めてお集まりいただいた中で、防災士を志したきっかけであるとか、動機であるとか、実際地域内でどういう活動されているかなどの意見交換も、非常に意見交換をしていただいたという場面になりました。そういった町の取組というものも大事にしていみたいというふうに思うところでございます。

その際にも出たんですけれども、今申し上げましたように、かほく防災士の会は、町在住の防災士で、町の推薦で県の講座を受けた方、合格した方というふうにこれまでくっついておりましたけれども、それ以外にも、職歴であったり、違うルートで防災士の資格を取得されている方は一定数おられますので、そういった方々も今後はかほく防災士の会に招いてはどうかということで、これは満場一致で決まりましたので、人数の拡大という部分でも今年度、下半期の取組にはなりますが、進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

あと後半にいただきました災害力対応訓練委託に関してであります、課題はあるのかと、あとは総合防災訓練や水防訓練などに反映しているのかということではありますが、確かに同じ災害対策本部の運営ということでは3つとも共通点はあるんですけれども、委託事業の中で行いましたのは、いわゆる大規模洪水を想定した中で、私が特に印象に残っているのは、シナリオの中には、水防団員が濁流にのまれて2人行方不明になったとか、そういうかなりハードめなシナリオの中で訓練を重ねるという中であって、一方で、水防訓練とか、総合防災訓練におきましては、地域住民の方々の避難誘導とリンクさせるとかという部分で、必ずしも、同じ災対本部運営ではありますけれども、むしろ反映していくのは難しい、それぞれが独立した訓練かなというふうにも考えているところです。

あえて言えばですけれども、いずれにせよ、災害の規模が大きくなればなるほど庁内挙げての対応、全庁挙げての対応が必要になるという部分では、いずれも共通認識が高まっていく部分ではあるとは考えております。

以上です。

○吉田委員長 「10番林智委員」

○林委員 ありがとうございます。

防災士の件に関しては了承しました。ありがとうございます。

次に、災害対策本部訓練ですが、なかなか訓練の中身というか、方向性が違うという表現でちょっといいのかあれなんです、そういう方向で、なかなか反映というのは難しいということではありましたが、やはり災害というのは毎回同じものではないので、こういった訓練の成果をいかに状況が変わっても対応できるようにするのが訓練の目的の一つでもあると私は思っています。大規模洪水の災害だから川の増水にはできないとか、そういうことがないような形で、ぜひ様々な災害に対応できるようなふうに、やはり経験と数というものも大事だと思いますので、続けていただくことによりそういったことが可能になるとも思いますので、今後とも訓練のほうをしっかりと実施しながら、様々なものに対して対応できるように頑張っていただきたいと思、これで質疑のほうを終わります。

○吉田委員長 以上で10番林智委員の質疑を終わります。

次に、「14番細矢誓子委員」

○細矢委員 お尋ねいたします。私から3点ほどお尋ねいたします。

まず、1点目、決算119ページ、成果137ページ、9款1項1目非常備消防費、消防団協力事業所の認定ということでございます。成果の説明の中には、事業所の協力を得て地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度というふうに説明がございました。現在7事業所が認定を受けていらっしゃるしまして、令和4年度認定された事業所が6事業所、令和5年度認定された事業所が1事業所ございました。

質問ですけれども、この事業所を増やしていくことが目的であると考えておりますが、

増加しないのはどのようなことが原因なのか、まず1点お聞きをいたします。

もう一点が、決算書130、131ページ、成果161ページ、10款1項5目社会教育施設費、ササハトベに花費、先ほど9番委員さんもお聞きになっていたプラネタリウムのことについてでございますが、私は、プラネタリウムの利用状況についてお尋ねをいたします。

5年度の利用者、プラネタリウムを利用なされた方が5万8,228人というふうに報告されておりましたけれども、この入場者数は令和4年度と比較するとどのようなだったのか、ちょっとその辺からまずお聞きいたします。

もう一点は、決算書138ページ、139ページ、成果168ページ、10款1項4目給食センター費であります。食物物資調達業務委託料8,263万3,313円、その項目で、子育て支援の充実を図るため令和5年度から学校給食費保護者負担金を町が全額支援したというふうに説明がありました。大変評価するものでございます。その中で、食料調達の地元産食材の割合はどの程度なのかお聞きをいたします。

○吉田委員長 「真木防災危機管理課長」

○真木防災危機管理課長 決算書116、117ページ、9款1項1目非常備消防費に関して、成果に関する説明書137ページにございます消防団協力事業所の認定の件でのご質問を頂戴いたしました。

詳しく触れていただきましたが、決算書上は昨年度更新の該当はございませんでしたので、特に支出の実績はございません。質問項目にはございませんが、参考までにお伝えしたいと思います。

なお、増加しない理由としてのご質問でございますが、この制度につきましては、実施要項を町として策定しておりまして、認定になるための要件がございます。申し上げますと、消防団員が3名以上勤務している事業所

等。2つ目が、消防団員が1名以上勤務し、かつ当該事業所等の就業規則等により積極的に消防団員が活動しやすい環境づくりに努めている事業所等、1名以上かつ就業規則。3つ目に、災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等。あとはその他ということで、この4項目の要件でございますうちのどれか1つを適合していると町長が認めた場合には認定になるというふうな制度でございます。

こちら同じ要項の中で期間は2年間というふうになっておりまして、2年ごとに更新の確認をさせていただくんですが、どうしても増えない理由といたしましては、今申し上げた要件を満たさなくなると再認定ができなくなるというようなルールございますので、そのあたりを事業主さん方でちょっとためらわれているのかなというふうに思っているところでもあります。

私自身の経験としまして、ちょっと話ずれて申し訳ないんですけども、消防団員数がなかなか増えないと言い続けている現状の中で、何かできないかという思いの中で、谷地工業団地内であったり、花ノ木工業団地内、その他の事業所を直接訪問しまして、消防団員募集のポスターを貼ってほしいと、できれば社員さんにも呼びかけをしてほしいというような、言わばPR活動をさせていただいたことがございまして、その際に併せてこの制度のチラシも独自に作りまして、こういう制度があるんですというふうに直接それぞれの事業所のところで話をしてきたところでありました。そのうちの1社が実際にその場で関心を持ってくださいまして、すぐに要項と申請書下さいというようなやり取りもあって対応したところですが、結果、申請はなされなかった。恐らくこれは想像の域を脱しないんですが、要項を読んでいただいて、今は要件

を満たすけれども、将来的なことを考えると満たさなくなるかもしれないというふうに思われたのかなというふうに今でも推測しているところでもあります。そのような制度上のルールに縛られたところがあって、なかなか増えていないのかなという思いでございます。

以上です。

○吉田委員長 当局の答弁を求めます。

「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 134、135ページ、10款4項

5目社会教育施設費のサハトベに花の機器借上料に関してかとは思いますが、プラネタリウムの利用状況ということで、成果に関する調書で委員のほうからは5万8,228人というサハトベに花の利用者、これはサハトベに花の利用者でありまして、令和4年度は8万378人がサハトベに花全体の利用者でありました。数値的には、これはサハトベに花全館の利用者でありまして、プラネタリウムの利用者ということでは、入場者が4,751人が令和5年度、令和4年度は5,091人でありました。コロナ禍において利用する方が多かったのかなというような印象を受けているところでもあります。

○吉田委員長 「宇野学校教育課長」

○宇野学校教育課長 決算書138ページ、10款5項

4目給食センター費でございます。地元産食材の割合ということであります。

河北町産が昨年度の使用率が11.2%、一方、県内産というところまで広がりますと75.7%。ちょっと数値の捉え方が違っておりまして、町産では重量ベース、重さです。重さに換算して11.2%。県産は金額です。金額ベースで75.7%というふうになってございます。

○吉田委員長 「14番細矢誓子委員」

○細矢委員 ありがとうございます。

先ほどその事業所を増やしていく要件というのを説明していただきました。やはり様々

クリアするには大変重たいものもあるなと思いますけれども、認定事業所となった場合の利点、何か便利な、何か利点みたいなものはその中にはございますかということと、あとプラネタリウムのことですけれども、プラネタリウムの入場者はやはり5年度は増えておるという説明をお受けしました。

それで、こちらの成果のほうの中を見ますと、イベントを開催したときの入場者がとてもいいというふうな評価をしておられました。しかし、私は、やっぱりイベントすることは注目されるあれがあるもので、それを見たいという方は多いと思いますが、常に、常時開催しているプラネタリウムを利用していく努力というのがやはり大事ではないかなと考えておりますけれども、その辺の考え方はどのようにお考えかお聞かせください。

それから、給食のほうですけれども、なかなか地元産を調達していただくというのは、やはりいろんな農家をされる方が少なくなったという状況などもあって難しいことだなとは思っております。

それで、同じ給食センター費の説明の4目5節のところに、生きた教材としての献立の工夫というのがございまして、地元産食材への理解を深めるための交流給食会を実施しておるというふうなことの説明がございました。私これはとても素晴らしいことだと思って評価するものですが、やはり今の子供さんは、冬でもいつでもキュウリがあるとか、トマトがあるということで、旬の、その野菜の旬を知ることがなかなか難しいことになっているのかなと思いますので、この交流給食を通して旬の食材を知ることとできるというとてもいいことがあるなと思っておりますので、ぜひ続けていただきたいと思っておりますけれども、これは町内小学校では年間何回とかという開催はあるのでしょうか、

そこら辺もお尋ねをいたします。お願いします。

○吉田委員長 「真木防災危機管理課長」

○真木防災危機管理課長 消防団協力事業所の認定に関する利点ということでのお尋ねを頂戴いたしました。

初めて認定された事業所に対しましては、おおむねであります、縦30センチ横20センチぐらいの表示証というものを交付させていただきます。それが認定のあかしとなる表示証を交付させていただくんですが、これを受けますと、取得した表示証を会社内の目立つところに置いてみたり、あるいはその表示証そのものを自社のホームページに掲載したりということが出来ますので、そういった意味で、社会貢献を広くしている企業だということを対外的にアピールできる、企業イメージの向上という部分につながるというのが利点というふうに考えてございます。

以上です。

○吉田委員長 「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 サハトベに花费でプラネタリウムの入館者の増の対策についてということですが、プラネタリウムの入場者につきましては、令和5年度が4,751人でありました。令和4年度が5,091人でしたので、令和4年度から見ると5年度は少なくなっております。これは令和3年、4年度、コロナ禍において施設の中のほうに利用していただいたのがあったのかなというようなところはあるんですが、イベントではなく入館者の増の対策をというようなことでありますが、イベントをすることによって全天周劇場、あるいはサハトベに花のプラネタリウムの存在を知っていただくというようなところで、ここは費用をかけて著名人を呼んだり、あるいはイベントの中で声優さんであったりということで、イベントを開催することでプラネタリウムの

内容あるいは場所などをPRする、周知をすることを目的にして、それを見ていただいて、いわゆる平日、また新たな番組を見ていただけるような仕掛けづくりということでイベントの開催をしているところでございます。

人数的には4,751人、昨年度入館者があったわけですが、上映回数が352回でしたので、平均すると13.5人ほどになっています。ただ、これは休日、いわゆる土日等の入館者は多いんですが、いわゆる、休館日が木曜日なんですが、月曜日から金曜日までの入館者がやはり1家族だったり、2家族だったりというような、五、六人ということも中にはあります。ぜひ、休日の入館は皆さん来ていただいていると思いますが、平日につきましても、1家族単位でも上映はしますので、ぜひサハトベに花に来ていただいて、ゆったりした気持ちでご覧いただければなというふうに思いますので、ぜひ平日がお勧めだなというふうに思っております。

○吉田委員長 「板坂教育長」

○板坂教育長 秋場課長から説明あったとおりであります。

ちょっと補足申し上げますと、以前までは、いわゆるプラネタリウムというと、学習というと、朝日少年自然の家、それから近くの北村山視聴覚センター、そこに行くのが主流だった。先ほど町長からありましたように、自慢できる施設、県で唯一であります。東北でも多分3か所か4か所しかない全天周であります。その珍しい、しかも貴重な施設を活用するために、やはり委員がご指摘なされているように、日常の利用者を増やすということがやっぱり大事だということでもあります。そのために近隣市町にもPRをしています。その成果があつて、いわゆる先ほど秋場課長から、4年生が星の勉強で来るのが多いんだけどもというのありましたけれども、町外か

らは、そのほか4年生も来ますし、スポーツ少年団とか、子供会とか、あるいは幼稚園児、そういった方々が団体で見える、そういったことも最近見られております。ですので、こういったすばらしい施設をもっともっとPRして、日常の利用者を増やしたいなというふうに思っているところです。

○吉田委員長 「宇野学校教育課長」

○宇野学校教育課長 学校給食についてであります。学校給食につきましては、児童生徒の栄養バランスなどを考えて、非常に物価高騰で食材費なども高まっている中、栄養士さんに献立を考えていただきまして、さらに安全な給食提供ということで、調理業務をしていただいております東洋食品さんのほうにご尽力を賜っているところでございます。

その中で、旬を知っていただけるというところでございますけれども、当然、食育という立場で、生きた教材としての献立の工夫ということで交流給食、生産者との交流給食につきましては年1回1つの学校ということにしております。ただ、そのほか給食だよりなどを通じまして、生産者の情報であるとか、そういったものもお知らせしています。

そのほかに給食の工夫としましては、イチゴ、サクランボ、リンゴといったもの、あとは秘伝豆、イタリア野菜、これは100%町産のもので、こういったものも提供をさせていただいているところでございます。

○吉田委員長 「真木防災危機管理課長」

○真木防災危機管理課長 先ほど消防団協力事業所認定に際する利点ということでお答えをしたところでございますが、漏れがありましたので付け加えてお伝えしたいというふうに挙手をさせていただきました。

いずれも国、県の取組でございますが、国土交通省東北地方整備局におきまして、建設工事における総合評価という部分で地域貢献

項目というのがございます。ここで認定された事業所については、これを加点するという利点が1つございます。また、県の取組でございますが、入札の優遇措置としまして、これも同じくその他の地域貢献活動という項目の中で加点されるということでございますので、国、県の制度ではございますが、こういった部分でも優遇されるというんですか、認定事業所の利点となり得るという部分でございます。

以上です。

○吉田委員長 「14番細矢誓子委員」

○細矢委員 ありがとうございます。

この制度の周知というのはどのようにされているのか。私なかなかこの周知をしている、何かそういうお知らせみたいのは見たことがないのですが、どのように周知をなされているのか、その辺をお聞きいたします。

先ほどプラネタリウム、教育長のほうからもう説明をいただきまして、ありがとうございました。

やはりこのプラネタリウム、やはり私もすごく自慢できる町の財産だと思っております。私は、いろんなところに出かける機会がありましたら、必ずプラネタリウムのことも話をしてくることにしております。

前も質問したことがあると思うんですけれども、学校の学習教材としての活用というのはすごく大きいと思うんです。やはりこの周知をしっかりとっと広く、県内、県外までも進めていただくという、こちらのほうのやり方をやはりもっともっと工夫されればいいのではないかと考えておりますので、その辺のお考え、もっと強力にお考えをお聞きしたいと思います。

あとは学校給食、私、本当にこの学校給食はありがたいなと思っているんです。なかなか家庭でも作れないようなメニュー、給食だ

よりなんかを、前、子供の給食受けているときは、その給食だよりを見て献立を考えたなんていう経験もありましたので、学校給食のいろんな方法での周知なんかもととてもすばらしいものがある。希望としては、やはり地元食材をたくさん使っていただいて、地元食材がどうしても間に合わなかったというんでしたら県内食材、先ほど説明で75%ぐらいの数字を挙げておられましたので、大分、山形県内の食材も利用されているなということを認識しました。本当にありがたいお話で、給食費も全額無料となったということもありまして、本当にうれしいことだと思っております。

前の2点のことについてお答えをお願いいたします。

○吉田委員長 「真木防災危機管理課長」

○真木防災危機管理課長 消防団協力事業所認定に関する制度の周知ということでのお尋ねを頂戴いたしました。

町としましては、まず、町のホームページの中で常時掲載をいたしまして募集をかけているという状況と、あと加えて、ここ数年、少なくともここ数年、広報かほくの2月1日号の中で、2ページをかけて消防団員募集のお知らせを掲載しているところでございますが、その中にこの消防団の協力事業所を募集しているという記事も必ず載せるようにしているところでございます。

なかなか制度の周知になっていないのではないかという意味でのご質問を頂戴したところではありますが、直近の認定事業所が出てまいりました際にも、広報かほくの中で、地域の話題といいますか、トピックスとして取り上げてもらったという経過もありますので、新しい認定事業所が出てくれば、それこそ自体が周知の素材になり得ると思いますので、引き続き新規の開拓といいますか、あと今、認定されている事業所の継続という部分で力

を尽くしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○吉田委員長 「秋場生涯学習課長」

○秋場生涯学習課長 サハトベに花費の中で学習に関するとか、小学生の学習にも利用されているということでもありますけれども、今スタジオ444という番組、これはプラネタリウムではなくて、全天周映像番組で25分物であります。学習指導要領にも準拠した内容になっていまして、キャラクターたちと一緒に星とか月のことを楽しく学ぶことができる番組となっております。4年生に限らず、小学生、多く来場、入館していただきたいなと思います。そのためにサハトベに花、いわゆる振興公社として、県内の小学校にぜひおいでいただきたいということで、はがきなり文書でお知らせをしているところでございます。県外からもということでは、いろんなところから来ていただきたいと思いますので、ホームページ上などを通じて、また広く周知を図っていききたいというふうに思います。

スタジオ444については全天周映像番組なんですが、併せて星時間というようなプラネタリウムもございます。これは15分物でございますので、合わせると約60分ぐらいの番組がちょうどいいのかなというようなところで各小学校にも周知を図ってございますので、併せて多くの方に利用していただきたいと思っております。

先ほど、プラネタリウムであります、パンドラⅡというハイブリッドの機器をレンタルしてございますが、4,000万個の恒星を見ることができます。このパンドラⅡという機械にプラスしてバーチャリウム、いわゆるバーチャル的な映像も融合した内容としてプラネタリウムとして見ることができます。全天周劇場、上をのぞくとサハトベに花の周辺の星

空がそのまま見えるような映像になってございますので、ぜひ会場に入ってください、800万近いレンタルをしているところではございますが、多くの方に見ていただければなと思います。

○吉田委員長 「14番細矢誓子委員」

○細矢委員 ありがとうございます。

やはりプラネタリウム、すばらしい施設でございますので、やはりいろんな民間の方々のご協力、例えば、小さな天文台とかという方々のご協力なんかもよくお聞きしますので、やはり皆さんに喜ばれる企画をしていただいて、イベント企画をすることによって、もっともっと河北町のプラネタリウムの施設を紹介できるという特権があるという先ほどの答弁がございましたので、そのようなことを上手にご利用なされて、誘客数を上げて拡大していただければなと思っております。

終わります。

○吉田委員長 以上で14番細矢誓子委員の質疑を終わります

以上で9款から14款までの質疑を終わります。

次に、歳入全款及び実質収支に関する調書についての質疑の通告を求めます。

(8番の通告あり)

8番。落ちありませんか。

(5番の通告あり)

石垣委員。

確認します。5番石垣光洋委員、8番佐藤修二委員。

委員長から申し上げます。

ここで10時30分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時30分

○吉田委員長 休憩を解いて再開します。

歳入全款及び実質収支に関する調書についての質疑に入ります。

最初に、「5番石垣光洋委員」

○石垣委員 それでは、最初に、主要な成果の2ページ、第2表、財政状況総括表の中の地方債現在高75億5,983万3,000円とあります。令和4年度は79億200万、令和4年度は償還額が借入額を上回ったため減少に転じましたけれども、令和5年度も発行抑制に取り組んだ結果なのかを伺います。

次に、実質公債費比率、3か年平均では9.1%、令和5年度は10.03%、この実質公債費比率9.1%の分析について伺います。令和4年度は、元利償還金は空調整備事業等に係る借入れの償還が始まった影響により増加に転じたものでありましたけれども、新庁舎建設に係る借入れの償還も始まり、当分は高い水準で推移するものと思われます。臨時財政対策債も含めた新規発行債の抑制、元金償還額以内に取り組み、実質公債費比率の分子の減少に努めたのか伺います。

次に、成果の1ページ、第1表、人件費の分析について伺います。今後は退職者の少ない年代が続き、物価高騰の影響により年々増加していく見込みであることから、定員管理適正化計画に基づく適正な職員数の管理や民間委託の推進に努め、抑制を図っていく考えのようですが、ラスパイレス指数は100を下回る水準で推移しています。働きやすい職場、待遇を目指すべきですが、効率的な行政運営の中、人件費の抑制に努めたのか伺います。

次に、2ページで財政状況総括表の中、財政力指数0.44の分析について伺います。0.44という数字は令和4年度と同じです。人口減少が続いていることに加え、JRなどの大規模償却資産や中心となる産業がないこと等により、財政基盤が弱く、税収の確保が本町の大きな課題であります。財政力指数の分析について伺います。

次に、第2表、将来負担率17.5%について

伺います。令和4年度に比べれば減ったのだと思いますけれども、類似団体との比較について伺います。高いのか、低いのか、類似団体との比較で伺いたいと思います。

地方債残高の増加、あと充当可能財源の減少など、そういうようなものがあるのか伺います。

今後も、後世の負担を少しでも軽減するよう事業の実施等について点検を図ったのかを伺います。

以上です。

○吉田委員長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野政策推進監兼企画財政課長 初めに、地方債の現在高でありますけれども、令和5年度の現在高につきましては、令和4年に比べれば減少しているということです。近年の状況を見ますと、令和3年が今ちょっとピークが、80億を超えるようなピークになっておりまして、4年、5年と減少している傾向です。これにつきましては、庁舎建設等がありましたので、令和3年が発行額が多かったので現在高がぐっと上がりましたが、その後は地方債の発行、事業の規模もありますけれども、地方債を返すよりは大きく借りないというようなことを心がけておりますので、そのために地方債の現在高は減ってきている状況にあります。今後もこの傾向は多少続くのかなというふうに一応予定はしているところであります。

次に、実質公債費比率でありますけれども、令和5年度9.1ということで、令和4年度が8.8でありますから若干上がりました。ここ最近の状況を見てみますと、平成30年あたりが11.2でありましたのでちょっと高い傾向にありましたけれども、その後、減少に転じていましたが、令和5年度若干上がりました。これは、庁舎建設の起債の償還がスタートしたからであります。それが一番大きい要因とい

うふうに思われます。庁舎建設の償還のピークが恐らく令和7年頃になるというふうに今のところ予定しておりますので、実質公債費比率は恐らく令和7年前後ぐらいには10%を超えるような値になるのではないかなというふうに推測しているところであります。

次、人件費はちょっと別なほうの方にはありますが、財政力指数0.44で、令和4年も同じく0.44でありますけれども、財政力指数は、この財政状況総括表にあります基準財政収入額を基準財政需要額で割った値というふうになっております。ここ最近、恐らく同じような指数の数字で河北町は推移しているものというふうに見てとれます。税収とかのここ最近の状況を見てみますと、おおむねほぼ横ばい、最近ですと若干増えている、逆に、ような、微妙にですけれども、少し増えているような状況もあるようであります。一方で需要額のほうでありますけれども、需要額が大きく変わるといのはなかなか考えにくい今現在でありますから、財政力指数については同じような推移をたどるだろうというふうに見ているところであります。

最後に、将来負担比率、令和5年17.5で令和4年は29.1、その前が45.8でありましたから、将来負担比率はだんだん下がってきております。こちらは、地方債の現在高が減少していくのに合わせて将来負担比率も下がっていく傾向にあります。今後も償還額を超えない起債の発行に努めていきたいというふうに一応考えてはおりますので、将来負担比率は減少していくのではないかなというふうに推測はしております。

同じような団体との比較でありますけれども、令和5年度の数字がまた出たばかりで、近隣の状況がまだ分かりませんので、ちょっとどういうふうになっているか分かりませんが、4年度の29.1につきましても、県内の市

町村の平均と比べてもたしか高くない数字だかだったと思いますので、令和5年の17.5でありますから、県内平均よりは若干下回るぐらいになっているのではないかなというふうに思われるところであります。

以上であります。

○吉田委員長 「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤防災・危機管理監兼総務課長 成果の1ページの第1表のほうの表をご覧いただきたいと思いますが、特に報酬、給料、あとは職員手当などに関わる節に係る部分の人件費関係になります。

この表を見ていただきますと、令和4年度と令和5年度の増減比較を見ますと、まず、第1節の報酬3,124万1,000円ということで、実質この伸びの要因となった部分は、消防団の報酬見直し、あるいは議員の増、あとは人勧などの反映が大きな要因となっていたところでありまして、あと併せて給料につきましては、令和4年度の比較で516万5,000円ほどの増と、これも先ほど申し上げましたけれども、人数の増減につきましては、令和4年度と令和5年度を比較しますと、一般職員につきましては年度末現在では同じ153名でございました。そうした中で会計年度任用職員につきましては、令和5年度末では令和4年度よりも5名ほど多くなっているというような状況にもございます。そうした影響があった中でこういった増減が出てきているということです。

委員おっしゃるように、いろいろ人件費の抑制というような部分でいろいろ課題は地方自治体それぞれございます。様々な行政ニーズの多様化といった部分の中で人手不足というような部分も課題であります。特に小規模自治体につきましては人手不足という部分が深刻でありますし、特に行政ニーズというよ

うな中では民生とか衛生とか、あとは土木の人手不足という部分が非常に深刻化が進んでいる状況でございます。そうした中で、そういった人件費の抑制というような部分で今後取り組まなければならないいろいろ課題でありますけれども、まずはDXに関わるような一段の推進、あとは協働、広域で行政サービスができるような、そういった行政サービスの新たな見直し方、あるいは専門人材の育成、あとは業務範囲の見直し、そういったものをいろいろ含めながら、そういった人件費の抑制という部分に努める必要が今後も出てくるだろうというふうに感じているところです。

○吉田委員長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野政策推進監兼企画財政課長 起債の発行対象となる事業の精査でありますけれども、毎年、財政計画をつくりまして、3年間のローリング方式でつくっているわけでありまして。その中で起債の対象となる事業あるいは起債の発行額なんかを考慮しながら計画的に財政運営をしているというふうに考えているところであります。

○吉田委員長 「5番石垣光洋委員」

○石垣委員 将来負担率について再度お願いします。

いろんな事業も今後ともやらなければいけない中でですけども、今後とも後世への負担を少しでも減少するため、令和5年度行っている事業等についての点検は図ったのかを伺います。

○吉田委員長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野政策推進監兼企画財政課長 起債の発行、いわゆる借金になりますので、借金は少ないにこしたことはないというのは皆さんが当然考えるところかなというふうには思います。ただ、なぜに制度として起債というものが認められているかということと考えますと、基本的に、一般的な建設事業等につきまして起

債の発行を認められているわけですけども、なぜに起債を発行するかといえば、そのできたものを長く将来の方も使うということから、今の世代の方だけが負担するのではなくて、将来の方も負担してもらってもいいのではないかという考え方があるから起債が認められているというものになるかと思います。したがって、借金そのものが全てが悪いわけではないというふうには理解しているところであります。

令和5年度の事業につきましては、昨年度策定しました財政計画にのっとりまして、基本的に建設事業にどういった起債を充てるかというのをベースにして予算編成はしているというものであります。

○吉田委員長 「5番石垣光洋委員」

○石垣委員 終わります。

○吉田委員長 以上で5番石垣光洋委員の質疑を終わります。

次に、「8番佐藤修二委員」

○佐藤委員 最初に、歳入、14ページ、事項別明細の一番最初の町民税からお伺いします。

例年、決算時に個人町民税あるいは固定資産税、都市計画税、その3つが一番町民に直接的に税の納付ということで関わりありますので、それをお尋ねしているわけでありまして、令和5年見ますと、収入未済額を大分超える滞納繰越分の収入未済額があったということで、個人町民税もトータルの収入未済額は前年度より減っているかと思います。また、固定資産税もそれと同じような傾向で、最終的に現年度分プラス滞納繰越分の収入未済額が前年度より合計が減っていると、都市計も減っているということで、非常にいい傾向だなと思うんですが、どういうふうな力点といいますか、どういう頑張りでそういういい傾向になったのか。それはやっぱりノウハウみたいなことを後世にも残しておかなき

やなんないし、そこら辺のことを課長はどのように分析しているか、お願いします。

次に、22から23ページの14款使用料の中の住宅使用料であります。この収入未済額が339万九千幾らかというふうにあるんですが、300万も収入未済額が残ってしまったんですが、そこでこれから繰り越していくわけありますから、繰り越されたものがどのぐらい入っているかということで、40ページから41ページ、21款の諸収入の中の雑入の中の過年度収入で調定額2,596万に対して224万六千幾らが収入済額となっております。ただし、これ住宅の分全部でありませんので、224万六千何がしのうち住宅使用料の分の過年度収入は幾らだったのか、まずこれについてお尋ねします。

○吉田委員長 「今部税務町民課長」

○今部税務町民課長 全ての税目について徴収率が上がっている。どのようなことでそういう状況になっているのかということで、このことについてご説明したいと思います。

幾つかあるのですが、まず初めに、DAISというものがあります。現在、今までですと、滞納者の預貯金調査につきましては紙をベースで各金融機関に問い合わせしておったのですが、令和5年度からは総合行政ネットワークを利用して電子で照会できるようになったこと、それによってスピード化が図られたこと。

あとは、SMS、ショートメッセージサービスを利用して滞納者に納め忘れのないように周知したこと。

あとは、納付書にQRコードをつけたので、クレジットやスマホアプリ等で納付ができるようになったこと。

あとは、新たな滞納者につきましては、できるだけ早くその方と接触して納めてもらうように促すこと。

あとは、今まで少額の分納でいつ完納でき

るか分からないような方がおったのですが、できるだけ分納してもらう額を多くしてもらいまして、1年以内でできるだけ分納を完納してもらうような計画を立てたこと。

あとは、自宅へ何回も税金お支払いお願いの文書を送るのですが、何のアクションもない場合は、勤務先のほうに給与支払いの調書を調査を行います。そうしますと会社のほうからその働いている方に、役場のほうから何か紙が来たよということで、その働いている方に何か会社のほうからありますので、そういうことによってその本人が何らかの収納につながるのかなとも思っておるところです。

あと、徴収専門員や職員なのですが、滞納者のほうと面談をしまして、滞納者の生活の実態、収入が幾らあって、どういう支出をしているのかということを見せてもらいまして、電気料が幾らとか、車の燃料費とか、あとは携帯電話の料金とかいろいろありますが、ここの部分が多いので、ここをもう少し削ったらもう少し税金のほうに納められるよねという、滞納者に寄り添った指導をしておるのがこの徴収率向上につながっているのかなと思っておるところです。

以上です。

○吉田委員長 「土方都市整備課長」

○土方都市整備課長 雑入の中の過年度収入ということで、町営住宅使用料のほうの収入額となりますと178万2,170円になります。

以上です。

○吉田委員長 「8番佐藤修二委員」

○佐藤委員 まずは、個人町民税、固定資産税、都市計画税、本当に全て減らしていくということで、今、説明を伺っただけでもかなり綿密なことで、一生懸命頑張られた結果、成果が出ているなというふうに大いに評価したいと思います。

178万と言いましたか、百七十何万、要する

に、収入未済額が三百何万あったと。うち、滞納している分の昨年度からの残っている分を、百七十何万かを納めていただいたということだと、また160万か170万ぐらい来年に増やしていくということになるんじゃないかなというふうに思うんですが、やはり税も現年度の収入未済額を超える滞納繰越分の収入済額があれば減っていくということになるわけですが、住宅のほうは残念ながらそういう形になっていなくて、年々増えていくという形になるかと思うんですが、その辺はどのように分析と今後の検討、どのように考えていらっしゃるかお尋ねします。

○吉田委員長 「土方都市整備課長」

○土方都市整備課長 収入未済のほうと過年度収入の収入の件ということでだんだん増えていくのではないかということについて、そのことについてこちらの考えをじゃあ答えさせていただきますと思います。

特に昨年度も新たな取組というわけではなかったんですけども、かなり滞納者と面談等行って、現年度の分は多少改善したかなということ考えているところでございます。80%台だったところ、87%ぐらいだったところを90%台まで一応頑張っただけで戻したということもございまして、なかなかやっぱり、それでも5年度も300万以上の現年度の未済があったということで、やはりこれはもっと頑張っていかなければならないかなということ考えてはおりますが、どうしても住宅使用料というのは、強制的に取るという、差押えとかもできませんし、なかなか難しい問題ではあります。今後いろいろ手だてを考えまして、ほかの担当のほうともご相談しながら、よりよい方法で収入未済の減額を図っていきたいと思っております。

○吉田委員長 「8番佐藤修二委員」

○佐藤委員 決算意見書の中の、これは6ページ

ですか、そこに歳入の決算額ということで令和元年度から5年度分の起債、表にして表れているので私も5年分を見ました。5年間でどのようになっていたかという、個人町民税あるいは固定資産税、都市計画税の現年度分の収入未済額と滞納繰越分の収入未済額合計した分が次の年の滞納分の調定額と、こういうふうになるわけですので、ここを見ますと、令和元年度、個人町民税が1,800万だったのが、令和2年、3年、4年とずっと減ってきて、令和5年度では約1,000万ぐらいに。1,800万あったのが約1,000万ぐらいまでになったと。かなり減ってきたなと思います。

そして、また、固定資産税については、令和元年度が7,100万あったのが、ずっと減ってきて、4,100万まで。ここ数年の間で3,000万も減ってきたと。

都市計画税については一千四百二十何万あった令和元年度の金額が、令和5年度では770で、これはもうほとんど半額までに減ったと。

合計でも1億あったのが5,900万まで、本当に令和元年から比較するとずっと、そこからのスタートで見ますと、例年、一生懸命頑張っただけで減らしてきて6割あるいは5割というふうなところまで減ってきたというのは大いに評価するとともに、今後もこの傾向を守って頑張っただけ、滞納繰越分の額が減っていくことを望むところであります。

あと使用料の住宅使用料がどうしても現年度分、確かに現年度分も91%ぐらいは頑張っただけで集めている、収納してもらっているようではありますが、やっぱり増えていく傾向にあつて、住宅分の過年度分に残る分が1,560万ぐらいだったのが今年度は1,880万ぐらいまで、やっぱりそういうふうに数字が残っていくと、増えていくという傾向になっていますので、課長から今後のことについては答弁あったの

で、あえてもう一度ということは言えませんので、しっかり頑張っていたきたいということを申し上げて、質疑は終わります。

○吉田委員長 以上で8番佐藤修二委員の質疑を終わります。

以上で歳入全款及び実質収支に関する調書についての質疑を終わります。

次に、財産に関する調書についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で財産に関する調書についての質疑を終わります。

以上をもちまして、議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(7番、10番の通告あり)

7番、賛成討論ですか、反対討論ですか。

(「反対」の声あり) 10番、賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成」の声あり)

それでは、最初に、反対討論から行います。

「7番木村章一委員」

○木村委員 議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

令和5年度は変異する新型コロナウイルスとの闘いで、令和5年5月8日に第5類に移行後も町民の生活や経済活動を維持する取組がなされ、新型コロナ感染症から町民の生命と暮らしを守るため、いろいろな対策に取り組んでいただきました。町長はじめ町職員の皆さんに奮闘していただき、深く感謝を申し上げます。

少子化を克服する対策は、諦めず、粘り強く取り組み、子育て世代の心に届く子育て支援と保育や教育環境を子供たちが望む方向に進めるべきであります。

令和5年度から小中学生の給食費の全額支援、無償化が取り組まれ、多くの町民から評価され、喜ばれております。

最上川の水害を繰り返さないための取組は、最上川流域全体として早急な築堤や河道掘削などの対策が進んでいます。

令和5年度には、田井地区と谷地工業団地地域の水害対策となる槇川への排水機場設置の検討と当面の緊急対策などは進まず、取組が遅いとの関係住民からの声をいただきました。残念であります。

押切地区の排水機場が最上川本流の高い水位に対応できない問題点の克服については、改良するための設計が進みました。

荒小屋地区の排水機場の問題点克服の対策と最上川と白水川の合流点の堤防からの漏水を止める対策は、調査と具体化が期待できる状況であります。

所得が同じ場合、協会けんぽの2倍近くにもなる高過ぎる国保税は、一部引下げの検討がなされましたが、協会けんぽのように、課税は所得割だけにして世帯割や人数割を廃止していく制度にしていくべきであります。

令和5年度のふるさと納税は、返礼品のルール変更にも対応し、14億8,000万円を超える寄附をいただき、単年度の差引きおよそ7億円を超える自主財源を獲得、さらに返礼品の提供で町内産業振興に貢献したことは評価いたします。

河北方式の民設民営の認定こども園の整備事業費補助金はとても問題でありながら、解決の取組はなされませんでした。県内でこんな補助金はどこにもありません。本来は不要なおまけの補助金は令和5年度もなくなりませんでした。一度始めたことを改めるのは難しいかもしれませんが、大胆に見直すべきであります。

新たに仕事を起こす起業支援の取組は、町

内篤志家からの寄附金活用が原動力になった国内最強クラスの起業支援ですが、令和5年度の活用は結果として1件のみで、全額が活用されず、残念であります。起業のために町の内外の方々が新たに町内で事業を開始するための拠点や情報提供体制を準備しておくことが、国内最強の起業支援制度を生かす大事なポイントではないでしょうか。

河北町民は、道の駅がフルに稼働しない残念な期間を2年ほど過ごすことになりました。残念であります。

農業の起業支援で、農家レベルでの6次産業化支援、農商工連携は令和5年度もありませんでした。農閑期などを活用し、農家所得を向上させる6次産業化、農商工連携は、河北町内で農家が自らの農作物を加工して自分で販売している事例は既にあります。しかし、新たに取り組むことはなかなかハードルが高いようです。テストキッチンなどを町などで準備して、農家が農産物を加工試作できて、産直などで販売することを支援する体制をつくるべきであります。

令和5年12月14日付の河北町立小学校のあり方検討委員会の答申は、自らが取ったアンケートで、小学校6校を1校に統合の意見はたった11%でありました。しかし、一方的な意見を重ねて、小学校を1校に統合することになっています。さらに、中学校との一貫した教育活動が展開できるようにすることという文言を入れ込み、何とそこから施設一体型小中一貫校という教育委員会の基本計画（案）になりました。

今年の8月21日の議会の議員全員協議会における議員の発言では、河北町民のほとんどが小中一貫校というものを知らない、全く分からないのだから、町民に最大限理解してもらってから計画を進めるようにとの意見がありました。しかし、その直後の9月1日から

14日までの短期間にパブリックコメントが開始されました。こんな状況があります。町民に意見を聞く仕事は、都合のいい意見だけを集めるようなことをせず、必要な時間をかけ、本音の意見を出しやすい方法で進めるべきであります。

議員全員協議会の議論にもありましたが、すばらしい学校整備の計画ならば、そのすばらしさを分かるように表現してしっかり説明すれば、町民は理解して大きな賛同を寄せるはずであります。そういった段取りになっていません。

町の会計年度任用職員などの人件費、労働条件はまだまだ低く、抜本的な見直しが必要です。

以上、主な問題を指摘し、対案を示し、この決算認定に反対いたします。

○吉田委員長 次に、賛成討論を行います。

「10番林智委員」

○林委員 議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

まず、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行し、徐々に社会経済活動が正常化する中で、町は、住民の生活と健康を守るために迅速かつ的確な対応を行ってきました。特にワクチン接種体制の構築と実施、さらには低所得世帯への特別給付金支給が、町民の安心と安全を守る上で大きな役割を果たしたことは高く評価します。

災害復旧・防災対策について、令和2年7月の豪雨災害からの復旧・復興において、町は、内水対策を中心としたインフラ整備を着実に進めています。押切地区の排水処理施設設備の設計や田んぼダムの整備事業、さらには地域防災力の重要な役割を果たしている消防団員の処遇改善、防災設備の更新や新たな資機材運搬車等の導入が実施され、町の防災

力が大きく向上しました。これにより町民が安心して暮らせる環境が整いつつあることは大変心強いことです。

また、農商工業の振興と地域経済の活性化にも重要な取組が行われました。新規就農者の確保と支援、町の特産品であるエダマメや大豆の生産振興、地域おこし協力隊の活動を通じた地域経済の活性化が町全体の経済基盤を強化し、持続可能な発展に寄与しています。特に、かほくはくはく応援券の発行を通じた町民の家計支援と地域経済の支援策は、住民からも好評を得ており、今後もこのような取組が続けられることを期待します。

さらに、子育て支援と教育環境の事業にも取り組まれ、令和5年度からの学校給食費の完全無償化の充実や出産・子育て応援給付金及びかほく安心子育て応援事業給付金の給付、高校3年生までの医療費の完全無料化をはじめ、妊娠期から出産、子育てまで一貫した支援が提供され、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境が整備されています。これにより将来を担う子供たちが健やかに成長できる基盤が築かれたことは大いに評価します。また、小学校の在り方に関する検討が進められ、将来の町の発展に向けた重要な取組であり、よりよい教育環境の構築が期待されます。

最後に、ゼロカーボンかほくの実現に向けた環境対策も重要な施策の一つです。再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入への支援が進められ、持続可能な社会の構築に向けた具体的な行動が取られています。これらの取組は、次世代に誇れる環境づくりに向けた重要なステップであり、今後もさらに推進されるべきです。

町の将来に向けて、引き続き適切な施策が実施されることを期待します。

以上のことから、令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定に賛成します。

○吉田委員長 以上で討論を終結します。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第49号令和5年度河北町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○吉田委員長 次に、議第50号令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款及び実質収支に関する調書についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第50号令和5年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、

原案のとおり認定することに決定しました。

○吉田委員長 次に、議第51号令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款及び実質収支に関する調書についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第51号令和5年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○吉田委員長 次に、議第52号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款及び実質収支に関する調書についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第52号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○吉田委員長 次に、議第53号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款及び実質収支に関する調書についての質疑の通告を求めます。

（7番、11番の通告あり）

確認します。7番木村章一委員、11番奥山英幸委員。

それでは、「7番木村章一委員」

○木村委員 202ページ、公共下水道事業特別会計の決算について質疑いたします。

202ページの下の方に、地方公営企業法を適用するというふうに書いてあります。令和5年度末で引継ぎをするということでありま。これは農集排特別会計と西里財産区の特別会計も同じ記述がありました。これについてお伺いしますが、この地方公営企業法を全部適用するのか、一部適用するのか。なぜそちらを選んだかについてお聞きします。

さらに、下水道利用者、町民にとってプラスの点はどんなことか、マイナスの点はどんなことかについてお聞きしたい。料金引上げなどのきっかけにならないことを明言してもらいたい。

以上、お聞きします。

○吉田委員長 木村委員、何ページですか、確認

します。

暫時休憩します。

休 憩 午前 1 1 時 2 5 分

再 開 午前 1 1 時 2 5 分

○吉田委員長 休憩を解いて再開します。

「7 番木村章一委員」

○木村委員 西里財産区についてもと申し上げましたが、農集排と公共下水道ということで質疑をします。よろしくお願いします。

○吉田委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 ページ202、備考の欄といたしますか、下のほうに、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い河北町下水道事業会計に引き継いだというふうなところでの公営企業会計移行に伴う法適、全部適用か、一部適用かというふうなご質問にお答えいたします。

こちらの法適用につきましては、昨年12月の議会におきまして条例改正等についてもご可決いただいたときに説明させていただいたところであります。こちらにつきましては、全部適用というふうなところで下水道会計のほうはこちらのほうに移行するというふうなことであります。こちらのほう、全部適用、一部適用というふうな形の下でなぜ全部適用というふうなところでありますけれども、基本的に水道事業というふうなところで独立した会計というふうなところで水道事業会計でやっているというふうなところと、あとはやはり事業の独立性というふうなところで、機動的な事業運営を水道事業と同じようにやっていこうというふうなところで全部適用というふうなもので下水道事業会計は移行するというふうなところであります。

下水道利用者、町民に対してのメリットというふうなところでは、独立した組織というふうな形態というふうなことになりますので、迅速な対応が可能になるというふうな部分で

は、弾力的な事業執行、経営が行われるというふうなところで、住民サービスの向上には最終的につながるのかなというふうに思っております。

また、下水道料金というふうなお話ではありますけれども、公営企業会計移行というふうなところでは、基本的には独立採算が原則というふうなところで収入と支出を適正に把握して事業を運営するというふうな形になるかと思しますので、移行した令和6年度におきましては、そういった会計のほうを分析しながら、水道料金、下水道料金については今後どうしていくかも含めて検討しなければならないものかなというふうに思っております。

○吉田委員長 「7 番木村章一委員」

○木村委員 前回にこのことについてお聞きしたときには、一般会計からの繰入れなどを適切に従来どおりしていくので、このことが値上げなどのきっかけにはならないというような答弁でありましたが、今回は何か少しニュアンス違うような気がしますけれども、前と同じと、二言はないということでよろしいんですね。

○吉田委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 公営企業会計に移行したから、すぐさま下水道料金の改定というふうなところではなくて、これまでも一般会計、特別会計というふうなところで会計を持っていた中につきましても、一般会計のほうから繰入金というふうな形のものをいただきながら事業を運営していったというふうな経過がありますので、基本的には同じような形態で継続して事業を運営していくというふうな形にはなるんですけれども、公営企業会計に移行したというふうなところでは、独立採算というふうなところを目指していく必要があるというふうなところで先ほどの答弁をさせてい

ただいたところであります。

○吉田委員長 「7番木村章一委員」

○木村委員 私もそれが心配で何回も聞いているんです。ぜひ適切に一般会計からの繰入れなども受けて、しっかりした従来と同じ、利用者にとってはそれ以上に、あと弾力的な対応なんていうプラスはぜひ発揮していただけるようにしながら進めてもらいたいと思います。以上で終わります

○吉田委員長 以上で7番木村章一委員の質疑を終わります。

次に、「11番奥山英幸委員」

○奥山委員 では、私のほうから1点ご質疑をさせていただきます。

決算書206、207ページ、公共下水道受益者負担金の不納欠損額についてお伺いいたします。

令和3年度、令和4年度は不納欠損額ゼロ円。しかし、令和5年度については323万170円の不納欠損額が発生しております。まずは、その不納欠損の判断に至った根拠は何か、まずはそこをお伺いいたします。

○吉田委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 決算書ページ206、207、1款1項1目公共下水道受益者負担金の滞納繰越分不納欠損額323万1,770円というふうなことで、不納欠損に至った経緯というふうなところでありますけれども、こちらの債権につきましては、都市計画法に基づく強制徴収公債権というふうなことで、税と同じように5年の時効期間の経過で消滅時効が完成するというふうなものになっております。法的には回収できない、回収不能だというふうなことでこのたび不納欠損というふうな形ですわけなんですけれども、経緯といいますか、これまで事務引継いろいろされてきたわけなんですけれども、その受益者負担金が強制徴収公債権というふうなところでの債権のそうい

った認識が、時効という認識がなかったのかなというふうなところで滞納繰越しというふうなことで引き継いで、結果的に滞納繰越額というふうなのがずっと積み上げ、重なってきたというふうなところだと推測しております。ただ、法的に言えば回収不能だとなれば、そのときに不納欠損処理というふうな形をしっかりと取るべき必要があったのかなというふうに思っております。

○吉田委員長 「11番奥山英幸委員」

○奥山委員 改めて質疑させていただきます。

確かに法的根拠で5年経過すると債権が消滅する。なので、そういう判断に至っているというご答弁であります。

令和3年、令和4年度がゼロ円ということを経験した場合に、例えば、前任の上下水道課の課長との引継ぎは、そういった観点から例えば令和5年度はこう予見されますよという、そういった情報といいますか、不納欠損になる、予見されることの観点からの何か引継ぎはうまくなされたのかどうか、改めてお伺いいたします。

○吉田委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 お答えいたします。

事務の引継ぎというふうなところでは、具体的に事務の業務というふうなところでは、賦課徴収に関するものの内容、手順、あとは実施時期、あとは実務の部分についての基本的な引継ぎというふうなものでの事務引継というふうなことになっております。そういったことで、賦課登録とか、決定、納付書送付、あとは口座振替業務というふうなものを、現年度分の処理としてしなければならない業務というふうなところで主に引継ぎがなされてきたというふうな経過であります。

課題というふうなところでは、未納者対策というふうなところで課題であるというふうなところは引き継いでいたわけなんですけれ

ども、そういった具体的な内容までというふうなところでは引継ぎになっていないというふうなのが現状であります。

○吉田委員長 「11番奥山英幸委員」

○奥山委員 改めて質疑させていただきます。

確かに事務手続の引継ぎ等、確かに一部うまくいかないのかどうかというのは、ちょっと私もやはり詳しくは分かりませんが、例えば、法令を遵守して回収すべき債権は回収し、ただ、落とすべき債権は落とすということは当然やっぱり必要であるということは私も理解させていただいています。

その債権の内容についてお伺いいたします。

例えば、100円単位、1,000円単位の少額のものが積み重なって323万1,000円の不納欠損額になったのか、もしくは万単位のものが積み重なったものなのか。その債権回収に当たっては、合理的な理由として、やはり少額のものには逆に人件費をかけてまで回収するのはちょっと適切ではないと私も考えております。ただし、万単位とか、やっぱり金額が高額になるものに関しては、やはり適正な回収はすべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○吉田委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 債権の内訳を見ますと、やはり万単位といいますか、そういった金額のものが多というふうなものになっております。結果的にはそういったことにはなってはいますが、事務処理の改善というふうなところでは、そういった事実が発覚した、そのままでは新会計に移行できないというふうなところでの改善というふうなところでは、これまで税と同じ扱いだというふうになれば滞納処分というふうなものができるというふうなことになっていたんですけれども、これが、規則ではそういった規定がないというふうなところでは、新たに滞納処分の規定を設

けさせていただいて、賦課徴収業務について滞納処分ができるようなことに改正したというふうなところでは行っているところであります。

○吉田委員長 「11番奥山英幸委員」

○奥山委員 改めて再質疑させていただきます。

滞納処分の規定も設けているということなんです、これまでの回収について、例えば、滞納が生じた場合、原則として、払われな限り、まずは督促、その後、訴訟提起、その後、強制執行という手順になるかなと思うんですけれども、回収の方法としてはどのような手順を追ってきたのか、改めてお伺いいたします。

○吉田委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 回収の手続というふうなところでは、これまでやっぱり未回収というふうなところでは督促状の発送、また、電話による催促というふうなものを、これまで指定期間内に納まらないというふうなところでは手続的には行ってきたというふうな内容であります。

○吉田委員長 「11番奥山英幸委員」

○奥山委員 改めてお伺いします。

そうすると、例えば、督促とかは行っているが、訴訟とか強制執行には至っていないということよろしいですか。

○吉田委員長 「大泉上下水道課長」

○大泉上下水道課長 先ほど説明不足の点もあったのでそういった質疑になったと思うんですけれども、これまでそういった滞納処分というふうなことで、訴訟とか、税と同じような強制的な執行というのはできなかったというふうなことで、そういったところまではこれまでやっておりません。

○吉田委員長 「11番奥山英幸委員」

○奥山委員 答弁のほうの理解はさせていただきました。なかなか、要は、滞納を回収すると

いうのは大変なかなか難しいですし、本当に大変な作業かと思います。不納欠損については、当然、致し方ない部分も理解はさせていただいておりますので、日頃の管理については適正に行いつつ、不納欠損が極力出ないような対応を実施いただけるといいなと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上、質疑を終わります。

○吉田委員長 以上で11番奥山英幸委員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第53号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○吉田委員長 次に、議第54号令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款及び実質収支に関する調書についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムの投票により行います。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第54号令和5年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○吉田委員長 次に、議第55号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入歳出全款及び実質収支に関する調書についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第55号令和5年度河北町後期高

齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○吉田委員長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

明日 9 月 12 日は午前 9 時までご参集願います。

お疲れさまでした。

午前 11 時 46 分 散 会

